

《結婚新生活支援事業 補助対象要件フローチャート（初回申請）》

◆令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し，夫婦双方の年齢が39歳以下である  ※該当せず

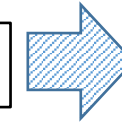


◆夫婦双方がひたちなか市に住民票を有し，居住している住所と一致している  ※該当せず



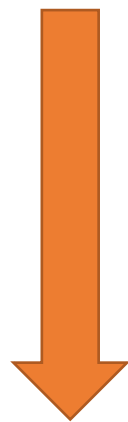
◆夫婦の前年の**合計所得が500万円未満**である



◆夫婦双方（一方）が貸与型奨学金の返済を行っている  ※該当せず



※該当となる場合あり



◆ひたちなか市や前住所地の市町村税（特別区民税を含む）に滞納がない  ※該当せず



◆過去にこの制度に基づく補助金や他の公的制度による家賃補助等を受けていない  ※該当せず



◆申請する費用は，**令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間**の結婚に伴い支払った住居の取得費用や賃貸費用，引っ越し費用である  ※該当せず



補助対象になる可能性があります



はい



いいえ